



著作権と引用





自分が調べたいことについて
書いてある文章があった！
ラッキー！丸うつしだ！

ちょっとまったー！



他の人が書いた文章や絵をそのまま丸うつして、自分が書いたようにして使ってはいけません。

文章や絵、写真などには、**著作権(ちよさくけん)**というものがあります。
著作権とは、自分の作品を他の人に勝手に使われないための権利のことです。



下調べをするときに、資料として集めるときは丸写してもかまわないけど、

人の文章をそのまま自分の発表やまとめに使ってはいけないんだよ。



じゃあ、どうしたらいいの？



資料に書いてある文章を、そのまま使いたいときもあるよね。
人の文章をそのまま使うことを
引用(いんよう)するといいます。

引用とは、
人の文章を自分の文章の
中に**引いて**きて(借りてきて)
用いることです。



引用すると、「ほら、この人もこう言ってるでしょ！」と自分の文章の後押しをしてもらったり、「この人はこう言ってるけどこっちの人はこう言っている」というように考えを並べてみせることができます。



引用するときには、ルールがあるよ。

引用をするときには、これは私の書いた文章ではありません、ということをはっきりさせる必要があります。



引用するときは・・・

- ・使う文章に「」をつけます。
- ・**文章はそのまま使います**。勝手に変えてはいけません。
- ・その後ろに（）をつけます。
- ・（）の中には**著者名、書名、出版社、出版年、ページ**を入れます。

出典と
いうよ

ザリガニはカニでしょうか？エビで
しょうか？

「エビのとくちょうは、長くのびた腹
部、長い3対の触覚、歩脚（むねにあ
るあし）にはさみがあることです。」

（小宮輝之文『ザリガニのかいかたそ
だてかた』岩崎書店、1998年、10
ページ）とあります。だからザリガニは
エビのなかまです。





さっきの文章に、上の図を
合わせるともっとわかりやす
くなりそうだ。どうしよう？



ザリガニはカニでしょうか？エビでしょうか？

「エビのとくちょうは、長くのびた腹部、長い3対の触覚、歩脚(むねにあるあし)にはさみがあることです。」(小宮輝之文『ザリガニのかいかたそだてかた』岩崎書店、1998年、10ページ)とあります。だからザリガニはエビのなかまです。

カニ、ザリガニ、エビの体



(小宮輝之文『ザリガニのかいかたそだてかた』岩崎書店、1998年、10ページ)

図を使うときも
出典を明らかに
しよう



資料から文章や図を引用すると、伝えたいことがわかりやすくなる場合があるよ。
引用にチャレンジしてみよう。



参考文献

- 調べ学習の基礎の基礎 ポプラ社
- 図書館へいこう！③ ポプラ社
- たのしい学校図書館 山口県学校図書館協議会
- ザリガニのかいかたそだてかた 岩崎書店